

# 平成18年事業所・企業統計調査の概要

## 1 調査の目的及び沿革

事業所・企業統計調査は、我が国のすべての事業所及び企業を対象として、事業の種類や従業者数等、事業所及び企業の基本的事項を調査し、行政施策のための基礎資料並びに各種統計調査実施のための事業所及び企業の母集団情報を得ることを目的として実施するものです。

この調査は、統計法に基づく指定統計調査（指定統計第2号）として、「事業所統計調査」の名称で昭和22年に開始され、昭和23年調査から昭和56年調査までは3年ごとに、昭和61年調査からは5年ごとに実施されています。また、平成8年調査からは、企業の実態把握を充実させたことに伴い、名称も「事業所・企業統計調査」と改められるとともに、調査から3年目に当たる年には民営事業所のみを対象とした簡易調査が実施されることとなりました。

今回実施された「平成18年事業所・企業統計調査」は、平成13年調査以来の大規模調査に当たります。

## 2 調査期日

平成18年10月1日現在

## 3 調査の対象

(1) 調査日現在で国内に所在するすべての事業所が調査対象となります。ただし、日本標準産業分類（平成14年3月改訂）のうち、次の事業所は調査対象から除かれます。

ア 「大分類A－農業」、「大分類B－林業」及び「大分類C－漁業」に属する個人経営の事業所（いわゆる農・林・漁家）

イ 「大分類Q－サービス業（他に分類されないもの）」のうち、「中分類83－その他の生活関連サービス業（小分類番号832家事サービス業に限る）」（いわゆる住み込みのお手伝いさん）及び「中分類94－外国公務」に属する事業所（大使館、領事館など）

(2) 次の事業所は、調査技術上の観点から対象外としました。

ア 駅の改札口内、劇場、運動競技場などの有料施設うち、産業小分類 845「公園、遊園地」以外の施設の中にある別経営の事業所

イ 家事労働の傍ら、特に設備を持たないで賃仕事をしている個人の世帯

(3) 次の事業所は、事業所・企業統計調査でいう事業所に含めていません。

ア 収入を得て働く従業者がいない事業所

イ 休業中で、かつ従業者がいない事業所

ウ 季節的に営業する事業所で、調査期日に従業者がいない事業所

## 4 調査の単位

調査は、原則として、単一の経営者が事業を営んでいる1区画の場所を1事業所とし、これを調査の単位としました。単一の経営者が、異なる場所で事業を営んでいる場合は、それぞれの場所ごとに、また、1区画の場所で異なる経営者が事業を営んでいる場合は、経営者が異なるごとに1事業所としました。

なお、事業所としての取扱いに関し、次に掲げるものについては、特例を設けました。

### (1) 建設業

作業の行われている工事現場、現場事務所などは、それらを直接管理している本社、支店、営業所、出張所などの事業所に含めて調査しました。また、自営の大工、左官、塗装工事・屋根工事・配管工事・電気工事などの業者については、工事現場では調査せず、これらの業者の事務所又は自宅で、その従業者も含めて調査しました。

### (2) 運輸業

鉄道、自動車、船舶、航空機などによる運輸業は、管理責任者のいる場所を事業所としました。

鉄道業について、駅、車掌区、車両工場などは、それぞれを1事業所としました。

ただし、駅長、区長などの管理責任者の置かれていない事業所は、管理責任者のいる事業所に含めて調査しました。

### (3) 学校

小学校、中学校などが併設されている場合は、それぞれを別の事業所としました。

したがって、同一の学校法人に属するいくつかの学校、例えば、大学、高等学校、中学校、小学校、幼稚園などが同一構内にあるような場合、学校ごとにそれぞれ1事業所としました。

ただし、高等学校などに併設されている定時制課程などは別の事業所とせず、その高等学校に含めて調査しました。

### (4) 国及び地方公共団体の機関

ア 一般行政事務を行う国の機関は、国家行政組織法第3条の規定により設置される省、委員会及び庁については、それぞれの所在する場所ごとに1事業所としました。また、同法第8条、第8条の2及び第8条の3の規定により設置される審議会等、施設等機関及び特別の機関並びに同法第9条の規定により設置される地方支分部局についても、それぞれの所在する場所ごとに1事業所としました。

なお、国会、裁判所、内閣、人事院、会計検査院及び国立国会図書館については、それぞれの設置法等の規定によりそれぞれの所在する場所ごとに1事業所としました。

イ 立法事務及び一般行政事務を行う地方公共団体の機関（地方公共団体の組合等を含む。）は、地方自治法及び条例の規定により、設置される議決機関、執行機関、委員会等について、それぞれの所在する場所ごとに1事業所としました。

ウ 立法事務、司法事務及び一般行政事務でない現業的業務を行う機関は、上記「ア」、  
「イ」の機関と同一場所にあっても別の事業所としました。

## 5 調査の方法

調査は、甲調査及び乙調査に分けて実施しました。

甲調査は、民営の事業所を対象とした全数調査で、総務大臣―都道府県知事―市町村長―指導員―調査員の系統により、調査員が事業所に調査票甲を配布し収集する方法により行いました。

乙調査は、国及び地方公共団体の事業所を対象とした全数調査で、各省庁等の長、地方公共団体の長などを通じて行いました。

## 6 調査事項

次の事項について調査しました。

### (1) 甲調査（民営の事業所）

#### ア 事業所に関する事項

- (ア) 名称及び電話番号
- (イ) 所在地
- (ウ) 経営組織
- (エ) 本所・支所の別
- (オ) 開設時期
- (カ) 従業者数
- (キ) 事業の種類・業態
- (ク) 形態

#### イ 企業に関する事項

- (ア) 本所・本社・本店の名称及び電話番号
- (イ) 本所・本社・本店の所在地
- (ウ) 登記上の会社成立の年月
- (エ) 資本金額及び外国資本比率
- (オ) 親会社・関連する会社の有無
- (カ) 親会社の名称及び電話番号
- (キ) 親会社の所在地
- (ク) 子会社の数
- (ケ) 支所・支社・支店の数
- (コ) 会社全体の常用雇用者数
- (サ) 会社全体の主な事業の種類
- (シ) 会社形態の変更状況
- (ス) 電子商取引の実施状況

### (2) 乙調査（国及び地方公共団体の事業所）

- ア 名称及び電話番号
- イ 所在地
- ウ 職員数

## エ 事業の種類

### 7 調査結果の集計

調査された結果については、「事業所・企業統計調査の調査票の使用に関する事務取扱（平成19年6月4日総務省統計局長決定）」に基づき、総務省統計局調査部長あてに調査票データの使用申請を行い、承認を得たうえ、京都市独自に集計を行いました。